

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

(3) 学校図書館の利用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行いう場であるとともに、図書等を介して創造的な活動を行いう場である。
- そのため、学校図書館は児童生徒が活用するところを行うことの方が望ましい。また、学校図書館の運営上は読書や情報活動において積極的・効率的である。
- 学校図書館は、児童生徒の学習活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出など資料の提供を積極的に行なうよう努めることが望ましい。
- また、学校図書館は、児童生徒の読書活動や他の教科等における読書活動の実施や読書活動等を充実するよう努めることが望ましい。
- さらに、学校図書館は、児童生徒の読書活動や教科等における読書活動の場である「読書センター」としての機能を、児童生徒の学習活動を支援したり、「学習センター」としての機能とともに、「児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において次くことのできない基礎的な設備である。児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や教科等における読書指導の場である「読書センター」としての機能を、児童生徒の学習活動を支援したり、「学習センター」としての機能とともに、「児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担つており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の実現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特徴なども踏まえ、学校図書館全体会計画を策定するとともに、図書等に基づき、教職員の連携によるよう努めることが望ましい。例えは、教育委員会が校長を任命する場合には、学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校図書館の運営に関する主な教職員には、校長等の管理職員、司書教諭や一般の教員（教師等）、学校司書等がおり、各者がそれぞれの立場で求められる役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、日々の授業等に含め、児童生徒の読書活動や学習活動等における学校図書館を積極的に活用するよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校の方針を教職員に対して明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等に含め、児童生徒の読書活動や学習活動等における学校図書館を積極的に活用するよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校の方針を教職員と学校司書等が、それに求められる役割・職務にに基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、可能なかぎり児童生徒や教職員が最も自由に利用できるよう、また、一時的に学校にない子供の居場所となりうること等も踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 一方で、学校図書館の運営においては、各学校におけるそのぞれの職務分担等の実情や学校全体の業務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 書籍教諭は、学校図書館の車両的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する統括、学校経営方針・

計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活動指導計画の立案、学校図書館に関することが望ましい。また、図書室等の整備も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校が、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行なうよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は、学校の教育活動の一部として行われるものであり、簡単に選定をして選定を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学・科学・社会・科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない、調和のとれた蔵書構成となるよう努めることが望ましい。
- 学校の図書館資料との相互貢献を行なうことをもとに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員による利用ができるよう常に貯蔵して、公共図書館との相互貢献を行なうことをもとに、児童生徒や他の学校の図書館との相互貢献を行なうことをもとに、インターネット等も活用して資料を収集・供することも有効である。
- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない、調和のとれた蔵書構成となるよう努めることが望ましい。
- 学校の図書館資料との相互貢献を行なうことをもとに、児童生徒や他の学校の図書館との相互貢献を行なうことをもとに、インターネット等も活用して資料を収集・供することも有効である。

(5) 学校図書館における図書館資料

- 1 図書館資料の種類
- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、複数資料（CD、DVD等）、電子資料（C-D ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、ハンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」としての機能を発揮できよう、学校図書館資料について、児童生徒の興味・関心を尊重する資料を導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配置地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探査していくように配置・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の興味・関心を惹起する工夫が望ましい。
- 学校は、学校図書館資料について、児童生徒の卷頭段等を踏まえ、教育課程の展開に資する資料を充実させ、児童生徒の健全な教養の育成に資することができるよう努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教材においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた支援を必要とする観点から、児童生徒一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な選択。

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の蔵量と更新が適切に行われるよう、各校等において、明文化された蔵量の基準を定めることとともに、基礎・治った蔵量・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 蔵量と更新を進めるために、自校による蔵量や部員資料などは学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画的設備指針において、学校図書館の施設についても記述されおり、学校図書館の施設については、学校設置指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの中学校図書館には、主体的・対話的で活用（アクティブ・ラーニング）の視点からも期待される学び（アクティブ・ラーニング）の視点からも期待される学びにおいて、課題の発見・解決に向けて必要な学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニケーション・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での利活用状況、閲覧状況等）、児童生徒の状況（利活用状況等）、図書に対する关心・意欲・態度、学力の状況等について行うよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、アワトブック（児童生徒目録の成り）、アワトカム（児童生徒の成り）、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。
- 資料の展示、掲示等の空間を確保することが望ましい。
- 図書を充てして配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

3

3

【参考】

- ※3 小学校施設整備の課題への対応
第1章 総則
第2節 学校施設整備の課題への対応
第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備
2 情報環境の充実

- (1) 男女平等の活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高密度情報通信ネットワーク社会において生きることを可能にするとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを可能である。
- (2) 「本報告」としては、下記の事項に御留意くださいとくとも、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあって、国立大学法人長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いします。

学校図書館の整備充実について（通知）

28 文科初第 1172 号
平成 28 年 11 月 29 日
文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において次くことを達成することを目的として設けられる学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを可能とする基盤的な設備であり、学校の設備であるとされています。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る規範や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を取りまとめていたいたところです。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」（別添 1）及び「学校司書のモデルカリキュラム」（別添 2）を定めましたので、お知らせします。
貴職におかれましては、下記の事項に御留意くださいとくとも、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあって、国立大学法人長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いします。

記

- 1 「学校図書館ガイドライン」について
1.1 学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。
- 2 第2章 平面図
2.1 図書室
(1) 利用する集団の規模等に対して十分な広い空間を確保するなどとともに、各教科における学習活動等において効率的に利用ができるようより普遍教室等も活用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的な位置に計画することが望ましいこと。
(2) 図書、コンピュータ、複合機教育メディアその他の学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
(3) 学習成果の展示のできる空間を計画することも有効である。
- 2.2 教育委員会等における取組
(1) 教育委員会が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進する。学校図書館資料の面では、学校図書館図書購入費を達成していない学校への達成に向けた支援等が重要であること。
(2) 司書教諭が学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12 学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することとする。その充実に向けた取組とともに、学校図書館における配置の推進により専念できるよう、校務分掌上の工夫を取り組むことが重要であること。
(3) 学校司書の配置については、学校司書が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務により専念できるよう、校務分掌上の工夫を取り組むとともに、11 学級以下の学校における配置の蓄積が求めることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置を行うこと。
(4) また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることと合わせて、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修するなどの学校司書を配置することが望ましいこと。
(4) 司書教諭は学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質を向上させることが重要であること。
(4) 研修内容等については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。
- 3 第3章 平面図
3.1 各室計画
3.2 第2章 平面図
3.3 諸室
(1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形狀等を計画することが重要である。
(2) 応じた図書室用具や家具等を利用しやすいよう配置することのできる面積、形狀等の面積を確保することのできる面積、形狀等を支えることが望ましい。
(3) 児童の様々な学習を支援するセンターハブ機能、必要な情報を収集・整理・活用し、その機能を育成する情報センターが機能、学校における心のアンテナとなり、日々の生活や児童がくつろぎ、自発的・創造的に読書センターやがん機能について計画することが重要である。
- 3.4 書籍教諭、図書委員室等の図書その他の資源の整理、修理等を行いうまく空間を確保することが望ましい。
(5) 資料の展示、掲示等の空間を確保することが望ましい。
(6) 図書を充てして配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

- ※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの中学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」（報告）平成 4 年 5 月第 4・8 頁、第 3・7 条第 3 項においては、一の要件の下、障害のある者が利用するためには、一定の限度で児童の理解（不識字の低さ、読書評価など児童生徒の状況等を含め、学年が限界である）として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児童生徒の増加、学校図書館の利用者数等
- ※2 著作権（第 45 年法律第 4・8 頁）第 3・7 条第 3 項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するためには、必要が限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。

出典 文部科学省「学校図書館の整備充実について通知」 http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm